

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令
新旧対照条文

目 次

- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）-----
1
- 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（抄）-----
2
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
(平成十六年政令第二百七十五号) (抄) -----
6
- 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）-----
7
- 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）-----
8
- 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）-----
7
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令
(平成十五年政令第五百四十六号) (抄) -----
14 11 8 6 2 1

改 正 案

現 行

第一百三十二条 地方自治法第百八十条の四第二項に規定する同条第一項の事務局等（以下「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱いで政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 局部若しくは課（これらに準ずる組織及び局部又は課の長と同等又はこれら以上の職を含む。）又は地方駐在機関（その下部機構を除く。次号において同じ。）の新設に関する事項

二 地方駐在機関別の職員の定数の配置の基準に関する事項

三 職員の採用及び昇任の基準に関する事項

四 昇給の基準並びに扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当及び旅費の支給の基準に関する事項

五 職員の意に反する休職の基準に関する事項

六 定年による退職の特例及び定年退職者の再任用の基準に関する事項

七 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条の規定による職務専念義務の免除及び同事の許可（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条の規定の適用がある場合を除く。）の基準に関する事項

第一百三十二条 地方自治法第百八十条の四第二項に規定する同条第一項の事務局等（以下「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱いで政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 局部若しくは課（これらに準ずる組織及び局部又は課の長と同等又はこれら以上の職を含む。）又は地方駐在機関（その下部機構を除く。次号において同じ。）の新設に関する事項

二 地方駐在機関別の職員の定数の配置の基準に関する事項

三 職員の採用及び昇任の基準に関する事項

四 昇給の基準並びに扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当、期末特別手当及び旅費の支給の基準に関する事項

五 職員の意に反する休職の基準に関する事項

六 定年による退職の特例及び定年退職者の再任用の基準に関する事項

七 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条の規定による職務専念義務の免除及び同事の許可（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条の規定の適用がある場合を除く。）の基準に関する事項

改
正
案

現
行

（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）
第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。

（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）
第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。

一 警視正以上の階級にある警察官の俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、休職中の期間に係る給与、退職手当、地方公務員共済組合負担金及び公務災害補償に要する経費

一 警視正以上の階級にある警察官の俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、休職中の期間に係る給与、退職手当、地方公務員共済組合負担金及び公務災害補償に要する経費

二 警察教養施設の新設、補修、借上その他その維持管理に必要な経費及び警察学校における教育訓練に必要な謝金、委託費、旅費（往復旅費を除く。）その他他の経費

二 警察教養施設の新設、補修、借上その他その維持管理に必要な経費及び警察学校における教育訓練に必要な謝金、委託費、旅費（往復旅費を除く。）その他他の経費

三 警察通信施設の新設、補修その他その維持管理に必要な経費、警察の専用する電話の専用に関する料金（維持に係る専用に関する料金にあつては、警察庁の維持する交換施設相互間を接続する専用電話に係るものに限る。）及び電話（専用電話を除く。）の役務の提供を受ける契約の締結に必要な経費

三 警察通信施設の新設、補修その他その維持管理に必要な経費、警察の専用する電話の専用に関する料金（維持に係る専用に関する料金にあつては、警察庁の維持する交換施設相互間を接続する専用電話に係るものに限る。）及び電話（専用電話を除く。）の役務の提供を受ける契約の締結に必要な経費

四 指紋、手口、写真、法医、理化学等による犯罪鑑識に関する施設の新設、補修その他その維持管理に必要な経費（警察署並びに派出所及び駐在所における犯罪鑑識に必要な施設費及び消耗品費を除く。）犯罪鑑識に必要な検案解剖委託費及び謝金並びに

第八号に掲げる犯罪の犯罪鑑識に必要な旅費その他

の経費

犯罪統計の作成及び利用に必要な旅費、物件費そ

の他の経費

六 警察用車両の購入並びに警察用船舶の購入及び借上並びに武器その他の警備装備品の購入及び維持に必要な経費（警察用航空機にあつては、購入に必要なものに限る。）

七 警衛及び警護並びに騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動、機動隊の運営、警備訓練、長距離にわたる移動警察、不法出入国の監視その他の警備活動に必要な経費

八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、検査費その他の経費

イ 内乱、外患、国交又は騒乱の犯罪

天皇又は皇族に対する犯罪

ハ 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、内閣総理大臣又は国務大臣に対する犯罪

ニ 外国の元首、外交使節若しくは外国軍隊若しくはその要員に対する重要な犯罪又は外国軍隊の要員若しくは外国人による重要な犯罪

ホ 国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票又は日本国憲法第九十六条に規定する国民投票に関する犯罪

ヘ 公務員又はこれに準ずる地位にある者による汚職の犯罪であつて重要なもの

チ 公務員又はこれに準ずる地位にある者に対する殺人、傷害、暴行、脅迫、略取誘拐、不法監禁等の犯罪であつて破壊的なもの

第八号に掲げる犯罪の犯罪鑑識に必要な旅費その他

の経費

犯罪統計の作成及び利用に必要な旅費、物件費そ

の他の経費

六 警察用車両の購入並びに警察用船舶の購入及び借上並びに武器その他の警備装備品の購入及び維持に必要な経費（警察用航空機にあつては、購入に必要なものに限る。）

七 警衛及び警護並びに騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動、機動隊の運営、警備訓練、長距離にわたる移動警察、不法出入国の監視その他の警備活動に必要な経費

八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、検査費その他の経費

イ 内乱、外患、国交又は騒乱の犯罪

天皇又は皇族に対する犯罪

ハ 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、内閣総理大臣又は国務大臣に対する犯罪

ニ 外国の元首、外交使節若しくは外国軍隊若しくはその要員に対する重要な犯罪又は外国軍隊の要員若しくは外国人による重要な犯罪

ホ 国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票又は日本国憲法第九十六条に規定する国民投票に関する犯罪

ヘ 公務員又はこれに準ずる地位にある者による汚職の犯罪であつて重要なもの

チ 公務員又はこれに準ずる地位にある者に対する殺人、傷害、暴行、脅迫、略取誘拐、不法監禁等の犯罪であつて破壊的なもの

リ

官公署、学校、金融機関、交通機関、通信機関、報道機関等の重要な施設に対する放火、出水、

損壊、転覆等の犯罪であつて破壊的なもの

爆発物、銃砲等危険物に関する重要な犯罪

ヲルヌ

外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年

政令第三百十九号）に規定する犯罪

ワ 通貨偽造、重要な有価証券偽造その他の国民経済を混乱させるおそれのある犯罪

カ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に規定する犯罪、酒税法（昭和二

十八年法律第六号）に規定する犯罪、印紙犯罪处罚罰法（明治四十二年法律第三十九号）に規定する犯罪その他の国の財政金融に重大な影響を及ぼす

おそれのある犯罪

ヨ 身の代金の取得に係る略取誘拐の犯罪であつて重要なもの

タ 汽車、電車、船舶、航空機等に係る大規模な事故に関する犯罪

ソレ 数都道府県の地域に關係のある重要な犯罪

ツ 日本国の国外における犯罪のうち殺人、放火

ソレ 犯罪であつて重要なもの

ツ 道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）に規定する犯罪、危険運転致死傷の犯罪、同法第二条第一項第八号に定める車両の運転に係る業務上過失致死傷の犯罪又は自動車運転過失致死傷の犯罪のうち、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。第七条の二及び第七条の三第一

リ

官公署、学校、金融機関、交通機関、通信機関、報道機関等の重要な施設に対する放火、出水、

損壊、転覆等の犯罪であつて破壊的なもの

爆発物、銃砲等危険物に関する重要な犯罪

ヲルヌ

外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年

政令第三百十九号）に規定する犯罪

ワ 通貨偽造、重要な有価証券偽造その他の国民経済を混乱させるおそれのある犯罪

カ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に規定する犯罪、酒税法（昭和二

十八年法律第六号）に規定する犯罪、印紙犯罪处罚罰法（明治四十二年法律第三十九号）に規定する犯罪その他の国の財政金融に重大な影響を及ぼす

おそれのある犯罪

ヨ 身の代金の取得に係る略取誘拐の犯罪であつて重要なもの

タ 汽車、電車、船舶、航空機等に係る大規模な事故に関する犯罪

ソレ 数都道府県の地域に關係のある重要な犯罪

ツ 日本国の国外における犯罪のうち殺人、放火

ソレ 犯罪であつて重要なもの

ツ 道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）に規定する犯罪、危険運転致死傷の犯罪、同法第二条第一項第八号に定める車両の運転に係る業務上過失致死傷の犯罪又は自動車運転過失致死傷の犯罪のうち、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。第七条の二及び第七条の三第一

九

ナネ

項目において同じ。) 又は道路交通法第百十条第一項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路(第七条の三第一項において「自動車専用道路」という。)に係るもの

十

犯罪に係る犯罪であつて重要なものの
ナネ
イからネまでに掲げる犯罪に準ずる国の法益に
係り、又は国際関係に影響を及ぼす等国の公安を
害するおそれのある犯罪
武力攻撃事態等における避難住民の誘導及び武力
攻撃災害への対処に関する措置、緊急対処事態にお
ける攻撃の予防及び鎮圧、避難住民の誘導並びに災
害への対処に関する措置その他の武力攻撃事態等及
び緊急対処事態における措置に必要な経費並びに國
機関と共同して行うこれらの措置についての訓練に
要する経費

九

ナネ

項目において同じ。) 又は道路交通法第百十条第一項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路(第七条の三第一項において「自動車専用道路」という。)に係るもの

十

犯罪に係る犯罪であつて重要なものの
ナネ
イからネまでに掲げる犯罪に準ずる国の法益に
係り、又は国際関係に影響を及ぼす等国の公安を
害するおそれのある犯罪
武力攻撃事態等における避難住民の誘導及び武力
攻撃災害への対処に関する措置、緊急対処事態にお
ける攻撃の予防及び鎮圧、避難住民の誘導並びに災
害への対処に関する措置その他の武力攻撃事態等及
び緊急対処事態における措置に必要な経費並びに國
機関と共同して行うこれらの措置についての訓練に
要する経費

十

犯罪に係る犯罪であつて重要なものの
ナネ
イからネまでに掲げる犯罪に準ずる市の法益に
係り、又は国際関係に影響を及ぼす等市の公安を
害するおそれのある犯罪
武力攻撃事態等における避難住民の誘導及び武力
攻撃災害への対処に関する措置、緊急対処事態にお
ける攻撃の予防及び鎮圧、避難住民の誘導並びに災
害への対処に関する措置その他の武力攻撃事態等及
び緊急対処事態における措置に必要な経費並びに國
機関と共同して行うこれらの措置についての訓練に
要する経費

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）
 （第一条関係）（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（政令で定める手当）

第四十八条 法第百六十八条第一項ただし書の政令で定める手当は、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当及び退職手当とする。

（政令で定める手当）

第四十八条 法第百六十八条第一項ただし書の政令で定める手当は、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当及び退職手当とする。

改 正 案

現 行

(報酬)

第五条 法第二条第一項第五号に規定する一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。

2 4 (略)

(報酬)

第五条 法第二条第一項第五号に規定する一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当するものとする。

2 4 (略)

(期末手当等)

第五条の二 法第二条第一項第六号に規定する一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。

2 3 (略)

(期末手当等)

第五条の二 法第二条第一項第六号に規定する一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当するものとする。

2 3 (略)

改 正 案

現 行

（派遣職員の給与等）

第十八条 派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条第一項の通勤手当、同法第十二条の二第一項及び第三項の単身赴任手当、同法第十三条第一項の特殊勤務手当、同法第十六条第一項の超過勤務手当、同法第十七条の休日給、同法第十八条の夜勤手当、同法第十九条の二第一項及び第二項の宿日直手当、同法第十九条の三第一項の管理職員特別勤務手当並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百十四号）第三条第一項の旅費又は国若しくは指定公共機関の職員に対し支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができない。

2 派遣職員は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第一項の給料、同条第二項の扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当、地方公務員法第四十三条第一項の共済制度による給付並びに同法第四十五条第一項の公務災害補償又は派遣を受けた都道府県若しくは市町村の職員に対して支給されべきこれらに相当するものの支給を受けることができる。

3 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあつては、第六号及び第七号に掲げる規定）の適用については、派遣を受けた都道府県又は

（派遣職員の給与等）

第十八条 派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条第一項の通勤手当、同法第十二条の二第一項及び第三項の単身赴任手当、同法第十三条第一項の特殊勤務手当、同法第十六条第一項の超過勤務手当、同法第十七条の休日給、同法第十八条の夜勤手当、同法第十九条の二第一項及び第二項の宿日直手当、同法第十九条の三第一項の管理職員特別勤務手当並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百十四号）第三条第一項の旅費又は国若しくは指定公共機関の職員に対し支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができない。

2 派遣職員は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第一項の給料、同条第二項の扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当、地方公務員法第四十三条第一項の共済制度による給付並びに同法第四十五条第一項の公務災害補償又は派遣を受けた都道府県若しくは市町村の職員に対して支給されべきこれらに相当するものの支給を受けることができる。

3 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあつては、第六号及び第七号に掲げる規定）の適用については、派遣を受けた都道府県又は

市町村の職員としての勤務を国又は指定公共機関の職員としての勤務とみなす。

一般職の職員の給与に関する法律第八条第五項から第七項まで（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条及び第

二 人事院規則九一七（俸給等の支給）第七条 防衛省の職員の給与等に関する法律第十

四 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和三項及び第十八条の二第一項）

五　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条及び第五条
六　國家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第一百八十九号）

十二号) 第二条第一項、第六条の四第一項及び第七条第四項

十八号) 第二条第一項
(略)

國又は指定公共機關が派遣職員に対して支給した一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項の俸給、同法第十条の二第一項の俸給の特別調整額、同法第十三条の三第一項の本邦省務調整金額、同法第十四条の四

第一項及び第二項の初任給調整手当、同法第十条の五
第一項の専門スタッフ職調整手当、同法第十一条第一
項の失業手当、同法第十二条の三から第十二条の七ま

での地域手当、同法第十一條の八第一項及び第三項の
広域異動手当、同法第十一條の九第一項の研究員調整
手当、同法第十一條の十第一項の住居手当、同法第十

市町村の職員としての勤務を国又は指定公共機関の職員としての勤務とみなす。

一般職の職員の給与に関する法律第八条第五項から第七項まで（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条、第十

人事院規則九一七（俸給等の支給）第七条
防衛省の職員の給与等に関する法律第十

四 項 第十六條第二項 第十七條第一項 第十八條第一項
三項、第十八条の二第一項及び第十八条の三第一項
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和

五　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条及び第五条
六　國家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第一百八

七
十二号) 第二条第一項、第六条の四第一項及び第七
条第四項

十八号) 第二条第一項
(略)

國又は指定公共機關が派遣職員に対して支給した一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項の俸給、同法第十条の二第一項の俸給の特別調整額、同法第十四条の三第一項の本邦省務調整三名、同法第十四条の四

第一項及び第二項の初任給調整手当、同法第十条の五
第一項の専門スタッフ職調整手当、同法第十一条第一
項の夫養手当、同法第十一項の三つ、第一項の七

での地域手当、同法第十一條の八第一項及び第三項の
広域異動手当、同法第十一條の九第一項の研究員調整
手当、同法第十一條の十第一項の住居手当、同法第十

三条の二第一項の特地勤務手当、同法第十四条第一項及び第二項の特地勤務手当に準ずる手当、同法第十九条の四第一項の期末手当並びに同法第十九条の七第一項の勤勉手当の支給額、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条の寒冷地手当の支給額並びに国家公務員災害補償法第九条各号に規定する公務災害補償に要する費用又はこれらに相当するもの並びに国又は指定公共機関が負担した国家公務員共済組合法第九十九条第二項第一号から第三号までに規定する負担金のうち派遣職員に係る額については、派遣を受けた都道府県又は市町村がこれを負担するものとする。

三条の二第一項の特地勤務手当、同法第十四条第一項及び第二項の特地勤務手当に準ずる手当、同法第十九条の四第一項の期末手当、同法第十九条の七第一項の勤勉手当並びに同法第十九条の八第一項の期末特別手当の支給額、国家公務員の寒冷地手當に關する法律第一条の寒冷地手當の支給額並びに国家公務員災害補償法第九条各号に規定する公務災害補償に要する費用又はこれらに相當するもの並びに国又は指定公共機關が負担した国家公務員共済組合法第九十九条第二項第一号から第三号までに規定する負担金のうち派遣職員に係る額については、派遣を受けた都道府県又は市町村がこれを負担するものとする。

改 正 案

現 行

第五条の二 法第二条第一項第六号に規定する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する手当のうち政令で定めるものは、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当等）

2 法第二条第一項第六号に規定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものは、地方公営企業法第三十八条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人の職員が支給を受ける給与のうち、地方自治法第二百四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与とする。

第五条の二 法第二条第一項第六号に規定する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する手当のうち政令で定めるものは、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当等）

2 法第二条第一項第六号に規定する期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものは、地方公営企業法第三十一条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人の職員が支給を受ける給与のうち、地方自治法第二百四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当、期末特別手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与とする。

（平均給与月額の算定における政令で定める数値）
第二十三条 法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値は、地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長を除く。以下単に「一般職の職員」という。）である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値とする。
前項の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合は、最近の統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査で地方公務員の給与に係るもの又はこれに準ずる総務大臣が行う調査に基

（平均給与月額の算定における政令で定める数値）
第二十三条 法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値は、地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長を除く。以下単に「一般職の職員」という。）である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値とする。
前項の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合は、最近の統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査で地方公務員の給与に係るもの又はこれに準ずる総務大臣が行う調査に基

づき、すべての地方公共団体の一般職の職員である組合員の給料の総額と地方自治法第二百四条第二項に規定する手当（期末手当、勤勉手当、期末特別手当、績手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、灾害派遣手当を含む。）及び退職手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）の総額との合計額を当該給料の総額で除して得た割合とする。

3 前二項の規定にかかわらず、特別職の職員等である組合員であつた期間に係る法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値は、一とする。

第四十三条 前条第五号に掲げる者に係る法第二百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる給与で政令で定めるものは、その支給を受ける給与につき、一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項に規定する俸給に相当する給与として総務大臣の定める方法により算定した金額とする。

2 国の職員に係る法第二百四十二条第二項の表第二条第一項第六号の項の下欄に掲げる政令で定める給与は、一般職の職員の給与に関する法律第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当のととする。

3 一項第六号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の規定に基づく任期付研究員業績手当及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当とする。

4 国の職員に係る法第二百四十二条第二項の表第二条第一項第六号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の規定に基づく任期付研究員業績手当及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当とする。

づき、すべての地方公共団体の一般職の職員である組合員の給料の総額と地方自治法第二百四条第二項に規定する手当（期末手当、勤勉手当、期末特別手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、灾害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び退職手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）の総額との合計額を当該給料の総額で除して得た割合とする。

3 前二項の規定にかかわらず、特別職の職員等である組合員であつた期間に係る法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値は、一とする。

第四十三条 前条第五号に掲げる者に係る法第二百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる給与で政令で定めるものは、その支給を受ける給与につき、一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項に規定する俸給に相当する給与として総務大臣の定める方法により算定した金額とする。

2 国の職員に係る法第二百四十二条第二項の表第二条第一項第六号の項の下欄に掲げる政令で定める給与は、一般職の職員の給与に関する法律第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当のととする。

3 一項第六号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の規定に基づく任期付研究員業績手当及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当とする。

4 国の職員に係る法第二百四十二条第二項の表第二条第一項第六号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の規定に基づく任期付研究員業績手当及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当とする。

条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。沖

一（五）（略）

6
特定公庫等役員（法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた法第百四十条第一項に規定する特定公庫等役員をいう。以下この条において同じ。）となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合は、特定公庫等役員が特定公庫等（同項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続いて職員である長期組合員となつた後退職し、引き続いて再び元の特定公庫等の特定公庫等役員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

6
条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 繙続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続きて他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引け更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）
二 繙続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続きて他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引け更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者含む。）

条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。沖

一（五）（略）

6
特定公庫等役員（法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた法第百四十条第一項に規定する特定公庫等役員をいう。以下この条において同じ。）となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合は、特定公庫等役員が特定公庫等（同項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続いて職員である长期組合員となつた後退職し、引き続いて再び元の特定公庫等の特定公庫等役員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

6
条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 繙続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続きて他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引け更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）
二 繙続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続きて他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引け更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）

改 正 案

現 行

（法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例に係る負担金の金額）

第四条 法第十五条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下この項において「読み替え後の地共済法」という。）第一百十三条第二項の規定により地方公共団体及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 地方公共団体 当該検察官等に係る読み替え後の地共済法第百十三条第二項の規定によりその月に地方公共団体及び国が負担すべき金額の合計額に、地方公共団体支給給与月額（その月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した給料（地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）第二条第一項第五号に規定する給料をいう。）の額に地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十号。以下「地共済令」という。）第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した期末手当等（地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）の額との合計額をいいう。）を合計給与月額（地方公共団体支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいいう。）で除して得た数を乗じて得た金額

（法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例に係る負担金の金額）

第四条 法第十五条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下この項において「読み替え後の地共済法」という。）第一百十三条第二項の規定により地方公共団体及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 地方公共団体 当該検察官等に係る読み替え後の地共済法第百十三条第二項の規定によりその月に地方公共団体支給給与月額（その月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した給料（地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）第二条第一項第五号に規定する給料をいう。）の額に地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十号。以下「地共済令」という。）第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した期末手当等（地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）の額との合計額をいいう。）を合計給与月額（地方公共団体支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいいう。）で除して得た数を乗じて得た金額

二 国 当該検察官等に係る当該地方公共団体及び国
が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を
控除した金額

前項第一号において「国支給給与月額」とは、その
二月に国が当該検察官等に支給した俸給（法第十三条第
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律
第九十五条）第五条第一項に規定する俸給又は検察官
の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号
）の規定による俸給に相当するものをいう。）の額に
地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定め
る数値を乗じて得た額とその月に国が当該検察官等に
支給した期末手当（法第十三条第二項ただし書の規定
により支給される給与であつて、一般職の職員の給与
に関する法律第十九条の四第一項に規定する期末手当
又は検察官の俸給等に関する法律の規定による期末
手当に相当するものをいう。）の額との合計額をい
う。

（職員引継一般地方独立行政法人以外の公立大学法人
が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官
等に関する地方公務員等共済組合法の特例）
第七条 法第十一条第一項の規定により法科大学院を置
く公立大学（職員引継一般地方独立行政法人以外の公
立大学法人が設置するものに限る。）に派遣された検
察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による
給与の支給を受ける者に関する地共済法の規定の適用
については、法第十五条第一項の規定にかかわらず、
五号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するも
の」である。

二 国 当該検察官等に係る当該地方公共団体及び国
が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を
控除した金額

前項第一号において「国支給給与月額」とは、その
二月に国が当該検察官等に支給した俸給（法第十三条第
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律
第九十五条）第五条第一項に規定する俸給又は検察官
の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号
）の規定による俸給に相当するものをいう。）の額に
地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定め
る数値を乗じて得た額とその月に国が当該検察官等に
支給した期末手当等（法第十三条第二項ただし書の規
定により支給される給与であつて、一般職の職員の給
与に関する法律第十九条の四第一項に規定する期末手
当若しくは同法第十九条の八第一項に規定する期末特
別手当又は検察官の俸給等に関する法律の規定による
期末手当若しくは期末特別手当に相当するものをい
う。）の額との合計額をい

（職員引継一般地方独立行政法人以外の公立大学法人
が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官
等に関する地方公務員等共済組合法の特例）
第七条 法第十一条第一項の規定により法科大学院を置
く公立大学（職員引継一般地方独立行政法人以外の公
立大学法人が設置するものに限る。）に派遣された検
察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による
給与の支給を受ける者に関する地共済法の規定の適用
については、法第十五条第一項の規定にかかわらず、
五号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するも
の」である。

第百十 四条第 三項	主務省令	」とあるのは「
相当する手当	總務省令	
相当する手当及び国家公務員 退職手当法（昭和二十八年法 律第八十二号）に基づく退 職手当又はこれに相当する手 当		

		」とあるのは「
第百十 二項	相当する手当	主務省令
相当する手当	總務省令	主務省令
相当する手当及び国家公務員 退職手当法（昭和二十八年法 律第二百八十二号）に基づく退 職手当又はこれに相当する手		總務省令

2
(略)
「と地共済法第百四十四条の十二第一項中「団体は、
その使用する団体組合員」とあるのは「団体及び国は、
団体組合員」と、同条第二項から第五項までの規定
中「団体は」とあるのは「団体及び国は」と、地共済
法第一百四十四条の三十一の見出し中「地方公共団体又
は特定地方独立行政法人」とあるのは「国」と、同条
中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とある
のは「國」と、「組合員」とあるのは「団体組合員」と
「組合に」とあるのは「地方職員共済組合に」と
「組合の」とあるのは「地方職員共済組合の」とす
る。

「と地共済法第百四十四条の十二第一項中「団体は、その使用する団体組合員」とあるのは「団体及び国は、団体組合員」と、同条第二項から第五項までの規定の中「団体は」とあるのは「団体及び国は」と、地共済法第一百四十四条の三十一の見出し中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「国」と、同条中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「國」と、「組合員」とあるのは「団体組合員」と、「組合に」とあるのは「地方職員共済組合に」と、「組合の」とあるのは「地方職員共済組合の」とす
る。(略)

